

住宅リフォーム助成は終了しました

住宅リフォーム助成は、ご好評により、予算に達しましたので受け付けを終了しました。
今後の事業実施は、現時点では未定ですが、再度、受け付けを開始する際は、広報誌でお知らせします。

【問合せ】 芦 建設課 担当 池田・井手口 ☎63・8825

「子ども手当」から「児童手当」に

4月1日に児童手当法が改正され、
「子ども手当」から「児童手当」に
名称が変わりました。
今年6月分から所得制限が導入されます。

★支給額★

4月からの手当額に変更はありません。
ただし、所得制限に該当する世帯の6月分以降
の手当額は5,000円（月額）になります。

4月からの児童手当支給額（月額）	
0歳から3歳まで	15,000円
3歳から小学校卒業まで 第1子・第2子	10,000円
第3子以降	15,000円
中学生	10,000円
所得制限に該当する方 (6月分からの支給)	5,000円

《現況届を忘れずに！！》

- ・養育状況や所得を確認するための手続きです。
- ・全ての受給者に提出が義務付けられています。
- ・この届を提出しないと、**6月分以降の手当を受給することができなくなります。**

手続きに必要なもの

- ・現況届、裏面の同意書（6月4日発送）
- ・印鑑（朱肉を使うもの）
- ・受給者の健康保険証または
年金加入証明書（国民年金の方は不要）

★養育している児童と別居されている場合

別居している児童の属する世帯全員分の住民票

※別居児童の住所が小城市内にある場合は、不要です。

★平成24年1月1日以降、小城市に転入された場合

平成24年度（23年分）児童手当用所得証明書

※平成24年1月1日居住の役所で取得できます。

★各庁舎での受付

- ・受付期間 6月7日（木）～29日（金）
（土、日曜日を除く）

- ・受付時間 9時～17時

※期間中、こども課（小城庁舎2階）では、
随時受け付けます。

受付場所	受付日
三日月庁舎（1階北フロア）	6月18日（月） 6月19日（火）
牛津庁舎（1階ロビー）	6月20日（水）
芦刈庁舎（1階ロビー）	6月21日（木）

★時間外受付（場所：小城庁舎）

- ・受付日 6月25日（月）・26日（火）
- ・受付時間 18時～20時

★休日受付（場所：小城庁舎）

- ・受付日 6月24日（日）
- ・受付時間 9時～16時

【問合せ】 小 こども課 担当 藤木・渡邊 ☎73・8821